



# 18歳・19歳のみなさん、ご用心！ 成人になると増えるこんな消費者

民法の改正により、4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人になると、未成年の頃より消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになるため、18歳、19歳でも消費者トラブルが増えることが懸念されます。今号では、どんなトラブルが増えるのか、防ぐにはどうすればよいかなどを紹介します。

## 成人になると 消費者トラブルに遭いやすい？

未成年から成人になるとさまざまなことが変わりますが、消費者トラブルに巻き込まれやすくなることもそのひとつ。成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。

未成年者が親の同意なく契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はありません。社会経験に乏しく、保護のない成人を狙い打ちにする悪質な業者もいます。

## どんな消費者トラブルがあるの？

「18・19歳」と「20歳代前半(20～24歳)」の特に若い人たちの消費生活相談の傾向をみると、ダイエットサプリメントや除毛剤などの詐欺的な定期購入商法、洋服などの詐欺・模倣品サイトやアダルト情報サイト、出会い系サイトといったインターネットを介して生じた消費者トラブルが多くみられます。

実際にどのような消費者トラブルが発生しているのか、全国の消費生活センターなどに寄せられた相談事例を紹介します。

●大学の先輩からFX自動売買システムの入ったUSBの購入を勧められ、その支払いに借金(学生ローン)を指南されて契約した



- SNSで知り合った人に副業で高額収入を得るためのノウハウと称した情報商材を勧誘され、契約したがもうからなかった
- 無料エステ体験後、別室でしつような勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった
- 低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入だった
- インターネット通販で未成年者契約の取り消しを申し出たら「申し込みの際に、親の承諾を得て申し込むという利用規約に同意しているの、応じられない」と拒否された



## 事例からみた問題点 若者は、ここを狙われる？

前述のような事例を分析すると、成人になりたての人を含む若者が消費者トラブルに巻き込まれる要因として、次のようなポイントがうかがえます。

- 知識・経験の不足に付け込まれて契約してしまう 契約の内容をよく理解しなかったり、確認しなかったりしたまま、相手の誘いに乗って署名やなつ印をしてしまう。若者の知識・経験の不足につけ込まれることもある
- 「絶対にもうかる」など、うまい話に弱い 「絶対にもうかる」「お金を増やせる」などの、うまい話に乗せられて、高額な商品やサービスなどの契約をしてしまう。勧誘してくる相手が高価なブランド品を身に着けていたり、呼び出された場所が一見豪華な内装のオフィスだったりすると、その雰囲気流されることもある



● 断りにくい状況に追い込まれる 断ろうとしても「今日中なら安価で契約できる」「すでにあなたの担当者が決まっている」などと断りにくい状況に追い込まれる。

## トラブルに遭わないためには？

商品の購入やサービスを受ける契約を勧められたときは次のことに気を付けてください。

- 契約する前によく考える 後悔しないためにも、契約する前によく考えましょう。自信がないときは身内や信頼できる友人などに相談をしましょう
- うまい話はうのみにせず、きっぱり断る 「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」「〇%OFF」などのインターネット・SNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれています。こうした広告や説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。「お金がない」と言うと、消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう



広告